

(対象職種の考え方)

対象職種	例
警察職員	県内に勤務する者に限る。
教職員	幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高校、専門・各種学校、大学等、その他(県教育委員会が認める者)
消防職員	県内に勤務する者に限る。
自衛隊職員	県内に勤務する者に限る。
児童福祉従事者 (保育士等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉施設等…助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園(幼稚園型を除く)、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、認可外保育施設 等</li> <li>○児童福祉に関する事業等…児童自立生活援助事業、地域子ども・子育て支援事業、小規模住居型児童養育事業、地域型保育事業、里親、そのほか乳幼児・児童に接する事業に従事する者 等</li> </ul>
障害福祉サービス従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス等事業所…居宅介護や生活介護、放課後等デイサービス、障害者支援施設、相談支援事業所 等</li> <li>○県・市町が実施する以下の事業等に係る業務(委託等を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業に基づく手話通訳・盲ろう者向け通訳、高次脳機能障害支援センター、発達障害者支援センター、障害者働き・暮らし応援センター、日中一時支援、相談支援事業 等</li> <li>・障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センター、盲ろう者支援センター</li> <li>・身体障害者相談員、知的障害者相談員</li> <li>・こころのほっと相談</li> <li>・滋賀型地域活動支援センター、社会的事業所</li> <li>・地域アドボケーター</li> <li>・滋賀県依存症民間団体支援事業</li> </ul> </li> </ul>
介護従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険施設…介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</li> <li>○居宅サービス事業所…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与(販売)、特定施設入居者生活介護</li> <li>○居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)</li> <li>○地域密着型サービス事業所…定期巡回・随時対応型訪問介護 看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能(複合型サービス)</li> <li>○居住系施設…養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>
柔道整復師	柔道整復師法第19条第1項に基づき届出のある施術所
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項に基づき届出のある施術所

※上記の職種であれば、常勤、非常勤問わず施設管理者が必要と認めた者は、予約可能。